

SBI損保の
がん保険

自由診療タイプ

重要事項説明書
(契約概要・注意喚起情報)

重要事項説明書では、SBI損保のがん保険[自由診療タイプ](正式名称:がん治療費用総合保険)のご契約に際して特にご確認・ご注意いただきたい事項を説明していますので、ご契約の前に必ずお読みいただき、お申込みください。なお、この重要事項説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳細は「ご契約のしおり」(ご契約締結後に保険証券とともにお送りします。弊社Webサイトにも掲載しています。)をご参照ください。ご不明な点がございましたら、SBI損保サポートデスクまでお問い合わせください。

用語のご説明(五十音順)

その他用語については「がん治療費用総合保険 普通保険約款・特約」をご参照ください。

がん	厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定める悪性新生物(C00～C97)および上皮内新生物(D00～D09)をいいます。	選定療養	差額ベッド等の患者の快適性・利便性に係るもの、医療機関の選択に係るものおよび医療行為等の選択に係るものであって、厚生労働大臣が定める療養をいいます。差額ベッド代は「選定療養」に含まれます。
がんの診断確定	病理組織学的所見、細胞学的所見、理学的所見、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより医師によってがんの診断が確定されることをいいます。	被保険者	保険の補償の対象となる方をいいます。この保険では契約者と同一の方となります。
契約者	ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払い等、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方で、保険証券等の保険契約者欄に記載されている方をいいます。	評価療養	厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、将来、公的な保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、評価を行うことが必要なものとして厚生労働大臣が定める医療技術に係るものおよび医薬品・医療機器に係るものをいいます。先進医療は「評価療養」のひとつです。
自費診療	公的医療保険制度を利用せず、自費負担で受ける診療をいいます。	保険金	保険契約により定めた事由が発生した場合に、保険会社が被保険者等に支払うお金のことをいいます。
先進医療	厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養のことをいいます。	保険料	被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、契約者が保険会社に支払うお金のことをいいます。

各種お問い合わせ先

①新規のご契約	SBI 損保サポートデスク	フリーコール 0800-8880-105 受付時間 平日9:00～20:00 土・日・祝日10:00～20:00 ※12/31～1/3を除きます。
②ご契約内容の変更・訂正・解約	SBI 損保サポートデスク	フリーコール 0800-8880-181 受付時間 平日 9:00～17:30 ※土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。
③医療相談サービスのご利用	SBI 損保メディカルセンター	フリーコール 0800-8880-773 受付時間 平日 9:00～17:30 ※土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。 ※IPフォン等でフリーコールが繋がらない場合は、0570-550-628(有料)へお掛けください。
④がんの診断確定を受けた場合の ご連絡	SBI 損保メディカルセンター	フリーコール 0800-8880-773 受付時間 平日 9:00～17:30 ※土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。 ※IPフォン等でフリーコールが繋がらない場合は、0570-550-628(有料)へお掛けください。
⑤弊社へのご相談・苦情	お客様相談室	フリーコール 0800-8888-836 受付時間 平日 9:00～17:00 ※土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

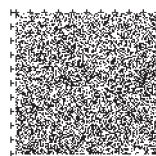


このマークがある項目の詳細については、「ご契約のしおり」に記載されています。「ご契約のしおり」は弊社Webサイトに掲載しております。なお、冊子をご希望の場合にはSBI損保サポートデスクまでご連絡ください。

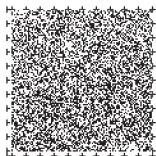
■耳や言葉の不自由なお客さまへ

■「SBI損保の手話・筆談サービス」をご利用ください。手話、筆談、文字チャットによる通訳サービスです。 <https://www.sbisonpo.co.jp/inquiry/plusvoice/>

この重要事項説明書には、音声コードUni-Voiceが各ページに印刷されています。スマートフォン専用アプリ等で読取ると、音声で内容が確認できます。



1 契約締結前におけるご確認事項



Uni-Voice

(1) 商品の仕組み

契約概要

この保険は、**被保険者**(※)が、日本国内において、**がん**と診断確定され、その**がん**の治療のために入院したり外来診療を受けたりした場合に、**保険金**をお支払いします。なお、次のいずれかに該当する治療に限りです。

- ① 公的医療保険の対象となる診療
- ② **先進医療**に該当する診療
- ③ 米国国立がん研究所 (NCI) のガイドラインに定める診療
- ④ National Comprehensive Cancer Network (NCCN) のガイドラインに定める診療
- ⑤ 癌専門医委員会 (第三者の医療専門家により構成されるがん治療の有効性を評価するための委員会) において有効と判断された診療

※ この保険では、**被保険者**は**契約者**と同一の方となります。

この保険の補償内容の概要は次のとおりです。

(2) 補償の内容

契約概要

注意喚起情報



2.(2)保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合

	がん治療費用保険金		がん診断保険金 (任意セット)
	がん入院保険金	がん通院保険金	
① 保険金額	無制限	保険期間通算で1,000万円	100万円、200万円、300万円 (定額) (※1)
② 支払事由	上記(1)に該当し、入院して治療を受けた場合	上記(1)に該当し、外来診療での治療を受けた場合	がんの診断確定 を受けた場合
③ 保険金 をお支払いできない主な場合	・がんの診断確定を行うための検査を直接の目的とした入院 ・がんの手術により失われた形態・機能を改善する自費診療による形成手術を直接の目的とした入院	・がんの診断確定を行うための検査を直接の目的とした外来診療 ・がんの手術により失われた形態・機能を改善する自費診療による形成手術を直接の目的とした外来診療	2年以内に診断確定した がん がある場合
保険始期前または支払責任開始日の前日までに、 がんの診断確定 をされていることによって保険契約が無効となる場合			
④ お支払いする 保険金 の額	支払事由の治療にかかった費用(※2)および保険金請求のためにかかった診断書等の発行費用をお支払いします。(※3)	支払事由の治療にかかった費用(※2)および保険金請求のためにかかった診断書等の発行費用をお支払いします。(※3)なお、保険期間通算で1,000万円が限度となります。	がん診断保険金の保険金額(定額)をお支払いします。

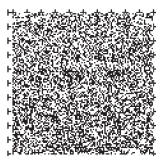
※1 がん診断保険金の保険金額(定額)は、申込書またはWeb申込画面にてご確認ください。がん診断保険金の補償を付帯しない場合には、がん診断保険金のお支払いはありません。

※2 **評価療養・選定療養**の特別の療養環境の提供に関する差額ベッド代等の費用は含まれません。また、公的医療保険制度にて保障されるべき額(保険診療で可能な診療を**自費診療**にて行った場合の保険診療相当分・高額療養費相当額)はお支払いの対象となりません。

※3 治療費等の実額を支払う他の保険契約等から**保険金**等が支払われた場合または優先して支払われる場合は、治療費等の実額から、その**保険金**等の額を差し引いて**保険金**をお支払いします。

* 高額療養費制度等の公的保険制度の概要につきましては、金融庁のWebサイト (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

[水色の文字]の用語については、表紙 **用語のご説明** をご参照ください。



Uni-Voice

(3) 付帯できる主な特約とその概要

契約概要

しおり 2.(1)②付帯される特約

(4) 契約者・被保険者の範囲

(5) 補償の重複

注意喚起情報

(6) 保険期間と補償の開始・終了時期、契約の自動更新

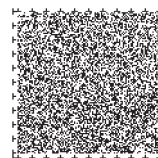
契約概要

注意喚起情報

しおり 5.(3)契約の更新

契約者のお申出により任意で付帯できる特約はありません。

全ての契約に自動的に付帯される主な特約として、「保険契約の自動更新に関する特約」があります。この特約により、特に更新の手続きをしていただかなくても、保険期間満了日の翌日を保険始期日として更新契約が締結されます。



Uni-Voice

この保険は、**契約者**と**被保険者**を同一としてのお引受けとなります。

がん入院保険金・がん通院保険金では、他の保険で同種の保険契約（弊社以外の保険契約を含みます。）をご契約されている場合に、補償範囲が重複することがあります。

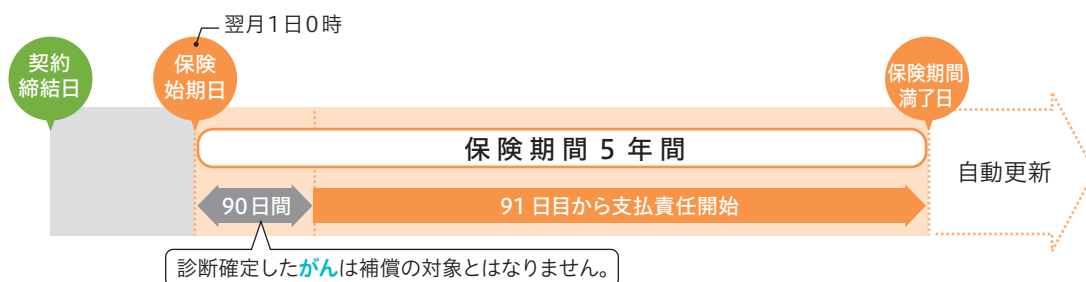
補償が重複すると、対象となる入院等についてどちらの保険契約からも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは**保険金**が支払われない場合がありますのでご注意ください。

この保険の保険期間は5年です。保険始期は契約締結日（※）の翌月1日0時となります。

補償の開始は支払責任開始日からとなります。支払責任開始日は初回契約の保険始期日からその日を含めて91日目の日をいいます。支払責任開始日より前に診断確定した**がん**は補償の対象とはなりません。

ただし、自動更新した契約の補償の開始は、保険始期からとなります。

※ 申込人（**契約者**）からの保険契約の申込みに対して、弊社が引受けを承諾して契約が成立した日となります。申込書の郵送による申込みの場合で口座振替の支払方法を選択されるときは「(9) 保険料のお支払方法等」をご確認ください。



次のいずれかに該当する場合を除き、保険期間満了時に自動更新されます。

- 保険期間満了日の2か月前までに**契約者**から更新しない旨のお申出があった場合
- 契約年齢（保険始期日時点での**被保険者**の満年齢）が91歳以上の場合
- 保険期間満了時に未払いの**保険料**がある場合
- 弊社が保険期間満了日の2か月前までに更新しないことを**契約者**に通知した場合
- 弊社がこの保険の販売を停止した場合

なお、自動更新後の**保険料**は、更新契約の契約年齢により再計算しますので、更新前の**保険料**とは異なります。また、弊社が、普通保険約款・特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険始期日とする更新契約には、その保険始期日における普通保険約款・特約、保険料率等が適用されます。そのため、更新契約の補償内容や**保険料**が更新前の保険契約と異なることや、契約を更新できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

(7) 医療相談サービス

この保険の**契約者**は「医療相談サービス」をご利用いただけます。このサービスの内容につきましては、弊社Webサイトに掲載しております「サービスガイド」をご参照ください。

※ このサービスは弊社の提携会社をご提供いたします。

このサービスの内容は、予告なく変更・中止することがありますので、あらかじめご了承ください。

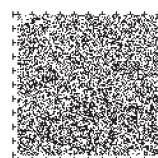
(8) 保険料

契約概要

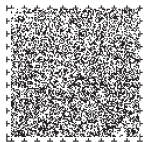
しおり 4.集団扱のご契約について

保険料は、保険金額、**契約者**（**被保険者**と同一）の契約年齢（保険始期日時点での**被保険者**の満年齢）、性別、申込方法（※）、払込方法等によって決定されます。実際の**保険料**については、申込書やWeb申込画面にてご確認ください。

※ インターネットからの新規申込みの場合、インターネット割引が適用されます。ただし、更新契約または集団扱の場合は適用対象外となります。集団扱についてはしおり「4.集団扱のご契約について」をご覧ください。



Uni-Voice



Uni-Voice

(9) 保険料のお支払方法等

契約概要

注意喚起情報



3. 保険料のお支払いについて
4. 集団扱のご契約について

(10) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

(11) 保険料の払込時期等

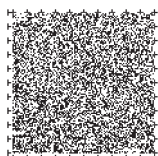
注意喚起情報



- 3.(3) 保険料お支払いのタイミング
3.(4) 保険料不払解除

(12) 解除・無効・失効・取消し

注意喚起情報



Uni-Voice

保険料の払込方法・支払方法は、次のとおりです。

なお、この保険には、保険料払込免除はありません。

申込方法	インターネットによる申込みの場合		申込書の郵送による申込みの場合
払込方法	月払	年払	月払・年払
支払方法	クレジットカード払 口座振替(※1)	クレジットカード払 コンビニエンスストア払 口座振替	クレジットカード払 口座振替(※1、※2)

その他の支払方法として、お勤め先やご所属の団体と弊社との間であらかじめ定めた方法で保険料を集金させていただく集団扱もあります。集団扱については 「4. 集団扱のご契約について」をご覧ください。

※1 初回契約における月払の場合、初回の引き落としのみ第1回保険料と第2回保険料の2回分を併せてお支払いいただきます。

※2 申込書を郵送いただく場合で口座振替を選択されたときは、完備した申込書類一式を弊社にて受領した日によって、保険始期日が次のとおりとなります。

- 毎月1日から20日までに弊社が受領し契約締結となる場合：受領日の翌月1日
- 毎月21日から末日までに弊社が受領し契約締結となる場合：受領日の翌々月1日

＊ ただし、振替口座設定の都合等により、21日以降に受領しても翌月1日となる場合があります。

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

保険料は、保険証券記載の払込期日までにお払込みください。払込期日より後に支払事由が発生した保険金については、保険料の払込みがあるまで保険金をお支払いできません。

なお、原則として払込期日の属する月の翌月の末日を払込猶予期日としており、払込猶予期日までに保険料の払込みがない場合には、その払込期日に遡って保険契約を解除いたします。この場合、払込期日後に支払事由が発生した保険金については、お支払いできません。

この保険には、契約の復活はありません。

① 解除

次のいずれかに該当する場合には、弊社は保険契約を解除することができます。

- ア. 保険料の払込みがなく、「(11) 保険料の払込時期等」に記載の解除に該当する場合
- イ. 生年月日または性別の訂正があり、追加保険料が生じたときにおいて、その追加保険料の払込みが所定の期間内になかった場合
- ウ. 「2 契約締結時におけるご注意事項(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)」の告知事項について事実との相違があり、告知義務違反による解除の要件を満たす場合
- エ. 次の重大事由解除の要件に該当する場合
- 契約者等が、弊社に保険金を支払わせることを目的として保険金の支払事由を生じさせ、または生じさせようとした場合
 - 被保険者等が保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
 - 契約者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - aからcまでと同程度に契約者等に対する弊社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

② 無効

次のいずれかに該当する場合には、弊社は保険契約を無効とします。

- ア. 保険金を不法に取得する目的で契約をした場合
- イ. 保険始期前または支払責任開始日の前日までに、がんの診断確定をされていた場合
- ウ. 生年月日の訂正があり、訂正後の契約年齢が引受対象年齢の範囲外となる場合

③ 失効

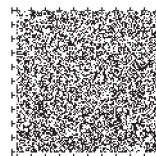
被保険者が死亡した場合には、保険契約は失効します。

④ 取消し

契約者の詐欺・強迫によって弊社が契約をした場合には、弊社は保険契約を取り消します。

[水色の文字] の用語については、表紙 「用語のご説明」をご参照ください。

2 契約締結時におけるご注意事項



Uni-Voice

(1) 告知義務 (保険申込書の記載 上の注意事項)

注意喚起情報



1.(2)告知事項

告知事項は適正な保険料算出および公平な引受判断を行ううえで重要な事項となりますので、申込時に告知事項と示されている次の項目について正しくご回答ください。回答内容が事実と違う場合には、ご契約を解除させていただくことや**保険金**のお支払いができないことがあります。

- ① **被保険者**の生年月日 ② **被保険者**の性別 ③ **被保険者**の疾病罹患歴等の健康状況

代理店や弊社営業社員に口頭で伝えても告知したことにはなりませんので、必ず告知書にご記入ください。回答内容によってはご契約できないことがあります。

(2) クーリング・オフ

注意喚起情報

ご契約の申込後であっても申込日からその日を含めて8日以内であれば、弊社へ郵便(ハガキまたは封書)を送付(8日以内の消印有効)いただくか、弊社Webサイト掲載のお申出フォームで通知(8日以内の発信日有効)いただくことによって、ご契約のお申込みの撤回(クーリング・オフ)を行うことができます。

クーリング・オフをした場合には、既に払込みいただいた**保険料**を返還いたします。ただし、クーリング・オフをしたのが保険期間の開始後の場合には、解除までの期間分を日割にてお支払いいただくことがあります。クーリング・オフのお手続きは、お電話や代理店では受付できません。

《記入例》



宛 先

〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-33-4 住友不動産西新宿ビル4号館 3階
SBI 損害保険株式会社 がん保険 クーリング・オフ受付係

以下の申込みをクーリング・オフします。

恵寿美 愛

〒106-0001

港区六本木1-6-1 泉マンション101号

TEL: 03-0000-0000

保険種類: SBI 損保のがん保険

申込日: 20XX年〇月〇日

証券番号: 0000000000000

●クーリング・オフする旨の記載

●**契約者**の氏名(自署)

●**契約者**の住所、電話番号

●保険の種類

●申込日

●証券番号またはお客さまコード(※)
※不明の場合は記載不要です。

(3) 現在のご契約の 解約・減額を 前提とした新たな ご契約のご注意

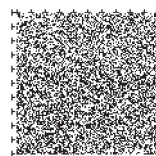
注意喚起情報

① 現在のご契約について解約、減額等をする場合の不利益事項

- ア. 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払い込まれた**保険料**の合計額よりも少額となります。
イ. 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

② 新たな契約(傷害疾病保険)の申込みをする場合のご注意事項

- ア. **被保険者**の健康状態等により、新たな契約をお引受けできない場合があります。
イ. 新たなご契約の支払責任開始日より前に診断確定した**がん**は補償の対象とはなりません。
ウ. 新たなご契約の保険始期日における**被保険者**の年齢により計算された**保険料**が適用され、新たな契約の普通保険約款・特約が適用されます。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
エ. 新たなご契約では、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在のご契約と異なることがあります。



Uni-Voice

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 保険期間中に弊社にご連絡いただく事項

① お客さまの情報が変わった場合にご連絡いただく事項について	改姓・改名や住所・電話番号等の変更があった場合には、SBI 損保サポートデスクまでご連絡ください。 ＊ 住所・電話番号についてはお客さまのマイページからも変更が可能です。
② がんの診断確定 を受けた場合にご連絡いただく事項について	万が一、 がんの診断確定 を受けた場合は、保険証券をご用意のうえ、遅滞なく SBI 損保メディカルセンターまでご連絡ください。
③ がん の治療をする前にご連絡いただく事項について	がん の治療をする際は、治療開始前に SBI 損保メディカルセンターまでご連絡ください。特に、 自費診療 の場合には、入院診療計画または外来診療計画をご提出いただく必要があります。その書類にて治療内容が「1 契約締結前におけるご確認事項 (1) 商品の仕組み」の①～⑤に該当するかどうか確認および判断し、該当しない場合には 保険金 をお支払いできませんのでご注意ください。

(2) 解約返れい金等の有無

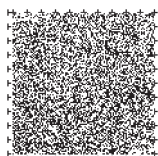
契約概要

注意喚起情報

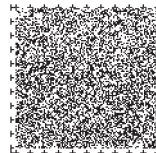
しおり 5.(2)解約について

解約返れい金等は、保険始期からの経過年月に応じて所定の方法にて計算した額となり、払い込まれた**保険料**の合計額よりも少額となります。なお、計算結果が0円となる場合があります、そのときは返還額はありません。

保険期間中にご契約の解約を希望される場合は、SBI損保サポートデスクまでご連絡ください。



4 その他ご留意いただきたいこと



Uni-Voice

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

弊社の取扱代理店は保険契約の締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権および告知受領権はありません。

保険契約は**契約者**からのお申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合等、業務または財産の状況が変化したときは、**保険金**、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりする場合があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の**保険金**、解約返れい金等は90%まで補償されます。

(3) 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

弊社は、本保険契約に関する個人情報を、保険引受の審査・履行、本保険契約の管理・履行、円滑かつ適切な**保険金**の支払い、再保険契約の締結や再保険金の請求、付帯サービスの提供、弊社・SBIグループ企業および提携先の各種商品・サービスの案内、アンケートの実施等の目的を達成するために必要な範囲内で利用します。

ただし、保健医療等の特別な個人情報(センシティブ情報)を、法令に基づく場合等を除くほか、取得、利用または第三者へ提供しません。

また、利用目的の達成に必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先、医療機関、**保険金**の請求・支払いに関する関係先等に個人データを提供することがあります。

弊社は、法令に基づく場合やSBIグループ企業および他の保険会社等との間で共同利用を行う場合を除いて、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

なお、弊社は、お電話またはインターネットを通じてご申告いただいた内容について、録音・記録・保存を行っています。

詳しくは、弊社Webサイト(<https://www.sbisonpo.co.jp>)の「個人情報保護方針」をご覧ください。

(4) 保険金をお支払いする場合に該当したとき



6.(1) 保険金の請求

保険金の請求を行うときは、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「保険金請求の際に必要な書類について」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

注意喚起情報

指定紛争解決機関 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

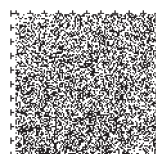
全国共通

03-4332-5241

受付時間 平日 9:15~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のWebサイトをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



Uni-Voice

保険金請求の際に必要な書類について

契約者(被保険者)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、次の書類のうち弊社が求めるものをご提出いただく必要があります。弊社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて原則として30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を行い、保険金をお支払いします。

- *1 ご提出いただく書類には●を付しています。－が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。
- *2 治療内容等に応じて、次の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。
- *3 保険金請求権は時効(3年)がありますので、ご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、「ご契約のしおり」にてご確認ください。

① 治療開始前の必要書類

提出書類		保険金種類		
		がん入院保険金	がん通院保険金	がん診断保険金
ア	弊社指定の様式による医師の診断書および診療明細書	●	●	—
イ	診療計画書	●	●	—

② 保険金請求時の必要書類

提出書類		保険金種類		
		がん入院保険金	がん通院保険金	がん診断保険金
ア	保険金請求書	●	●	●
イ	弊社指定の様式による医師の診断書および診療明細書	● (※1)	● (※1)	● (※2)
ウ	医療機関からの請求書または領収書	●	●	—
エ	契約者(被保険者)の印鑑証明書	●	●	●
オ	公的医療保険制度を利用したことを示す書類	●	●	—
カ	公的医療保険制度の下で、医療機関に対して一部負担金を支払ったことを示す医療機関の領収書	●	●	—
キ	弊社が契約者(被保険者)の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書	●	●	●
ク	契約者(被保険者)の戸籍謄本	●	●	●
ケ	委任を証する書類、委任を受けた者の印鑑証明書(請求を第三者に委任する場合)	●	●	●
コ	診療計画書	●	●	—

※1 保険金の請求対象となる治療期間をカバーする診断書

※2 がんの診断確定を示す診断書